

資金管理業務規程「再資源化預託金等の運用の基本方針」の変更 新旧条文対照表

(下線部が変更箇所)

再資源化預託金等の運用の基本方針（現行）	再資源化預託金等の運用の基本方針（新）
<p>II. 再資源化預託金等の運用対象資産及び構成</p> <p>1. 運用対象資産の範囲            &lt;略&gt;</p> <p>2. 運用対象資産の構成</p> <p>○ 資金運用は、運用対象資産たる国債、地方債、特別の法律により設立された法人の発行する債券、金融債、社債の組み合わせによって、満期保有を前提とした期間10年のいわゆるラダー型の運用を原則とし、これら債券の種別は、以下の（ア）（イ）（ウ）のとおりとする。</p> <p>（ア） 国債            （イ） 特別の法律により設立された法人の発行する債券（政府が保証するもの）            （ウ） 地方債、特別の法律により設立された法人の発行する債券（政府保証のないもの）、金融債及び社債（以下「格付け制限あり債券」という。）</p> <p>○ <u>リスク分散の観点及び一定程度の市場金利を踏まえるとの観点から、当該事業年度において取得する各債券の構成比については、上記三種別債券それぞれの市場における残存年限10年債券の種別構成比率に準じたものとする。</u></p> <p>○ <u>さらに、リスク分散の観点から、運用対象資産のうち、格付け制限あり債券については、1発行体当たりの資産保有額について以下のいずれかの基準を満たすことが必要なものとする。</u></p> <p><u>（ア） 資金管理センターにおける再資源化預託金等の運用について、1発行体当たりの資産保有総額が、格付け制限あり債券の対象資産保有総額に対し、5%以下であること</u></p> <p><u>（イ） と</u>  <u>資金管理センターにおける再資源化預託金等の運用について、1発行体当たりの資産保有総額の格付け制限あり債券の対象資産保有総額に対する割合が、当該発行体の市場での構成比率以下であること</u>  <u>（当該発行体の市場での構成比率：            当該発行体の市場発行総残高／格付け制限あり債券（資金管理センターの運用対象資産としての条件を満たすものに限る）の市場発行総残高）</u></p> <p>以下            &lt;略&gt;</p>	<p>II. 再資源化預託金等の運用対象資産及び構成</p> <p>1. 運用対象資産の範囲            &lt;略&gt;</p> <p>2. 運用対象資産の構成</p> <p>○ 資金運用は、運用対象資産たる国債、地方債、特別の法律により設立された法人の発行する債券、金融債、社債の組み合わせによって、満期保有を前提とした期間10年のいわゆるラダー型の運用を原則とし、これら債券の種別は、以下の（ア）（イ）（ウ）のとおりとする。</p> <p>（ア） 国債            （イ） 特別の法律により設立された法人の発行する債券（政府が保証するもの）            （ウ） 地方債、特別の法律により設立された法人の発行する債券（政府保証のないもの）、金融債及び社債</p> <p>○ <u>元本確保の前提の観点から、平成25年1月1日以降において取得する債券の種別は、上記（ア）及び（イ）とする。また、当該事業年度において取得する上記（ア）及び（イ）の比率については、市場における残存年限10年債券の残高比率に準じたものとする。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>以下            &lt;略&gt;</p>